

# 名古屋税理士会昭和支部との協議会

令和3年9月3日（金）

13:50～14:15

名古屋市公会堂

## 1 税務署長挨拶

## 2 税務署からの連絡事項

(1) ダイレクト納付、振替納税及び納税証明書オンライン請求の利用推進について

【管理運営部門】

(2) 内部事務のセンター化の実施について

【課税部門共通】

(3) 相続税 e-Tax の積極的な利用等について

【資産課税部門】

(4) インボイス制度の登録申請について

【法人課税部門】

## 3 その他

税理士の方へ

# 相続税申告は e-Tax をご利用ください!



令和3年1月から、**相続税修正申告**も e-Tax による提出が可能になりました!  
(令和元年分以降)

～e-Tax による相続税申告には、これらのメリットがあります～

## メリット1

財産取得者の**利用者識別番号のみ**で申告!

## メリット2

ご利用の税務会計ソフトで作成した申告書を送信!

## メリット3

添付書類は**イメージデータ**  
(PDF形式)で送信!

## メリット4

送信した申告等はデータ管理で**ペーパーレス化**の実現!

## メリット1

### 財産取得者の利用者識別番号のみで申告できます!

※財産取得者の利用者識別番号の暗証番号や電子証明書(マイナンバーカード等)は不要です。また、財産取得者の本人確認書類の添付も不要です。

相続人等が複数いる場合や遠隔地にいる場合でも申告手続がスムーズ♪  
利用者識別番号の確認方法はフローチャートでチェック!

#### 利用者識別番号の取得状況を確認

※利用者識別番号は、①過去に電子申告を行った申告書の控えや、②税務署からの郵送物などから確認できます。

#### 利用者識別番号が分かる

#### 利用者識別番号が分からない(取得しているか不明)

#### 利用者識別番号を取得していない

※既に取得している利用者識別番号を使用してください。所得税の申告などで既に利用者識別番号を取得している場合は、改めて利用者識別番号を取得する必要はありません。

※財産取得者の住所地の所轄税務署宛に送信してください。

「変更等届出書」を e-Tax で送信!

※税務署による代送送信も可能!

「開始届出書」を e-Tax で送信!

※税理士による代送送信も可能!

【利用者識別番号が有る場合】  
既存の利用者識別番号と仮暗証番号が記載された通知書が、税務署から財産取得者に郵送されます。

【利用者識別番号が無・廃止されている場合】  
利用者識別番号が無い又は廃止されている旨を税務署から電話によりお伝えします。「開始届出書」を e-Tax で送信してください。

利用者識別番号等が、オンラインで即時発行されます。  
※既に利用者識別番号を取得している場合、新たな利用者識別番号を取得すると、これまで e-Tax で申告した内容を閲覧することができなくなりますので、ご注意ください。

## メリット2

### ご利用の税務会計ソフトで作成した申告書を送信できます！

ご利用の税務会計ソフトに e-Tax 送信機能がない場合でも、e-Tax ソフト又は e-Tax ソフト（WEB 版）から送信できます。  
※ご利用の税務会計ソフトで作成した相続税に係る電子申告用データ（拡張子が「.xtb」のもの）がある場合に限りです。  
※e-Tax ソフトでも申告書を作成することができます。



e-Tax ソフトは e-Tax ホームページからダウンロードできます♪

e-Tax ソフトでの電子申告用データ（拡張子が「.xtb」）の組み込み画面

「参照」をクリックし、組み込む申告等データを選択



## メリット3

### 添付書類は『イメージデータで提出』できます！

相続税申告に係る添付書類をイメージデータ（PDF 形式）として送信することにより提出できます。

「戸籍の謄本」などの法定添付書類のほか、「土地等の評価明細書」や「預貯金等の残高証明書」などの法定外添付書類についても同様です。

※申告書や税務代理権限証書などは、イメージデータ（PDF 形式）で提出することはできません。

送信方式	内容	送信可能回数
同時送信方式	申告・申請等データの送信時に、当該データと添付書類のイメージデータを同時に送信する方式	1回
追加送信方式	申告・申請等データの送信後に、受信通知から別途、添付書類のイメージデータを追加で送信する方式	10回まで送信可能

送信直前まで申告内容の差替え・訂正が可能♪



1回の送信当たり最大 136 ファイル、8.0MB の容量データを送信できます。

※同時送信方式と追加送信方式を併用した場合、最大 11 回の送信で 1,496 ファイル、88.0MB まで送信することができます。

## メリット4

### 送信した申告等はデータ管理でペーパーレス化が実現します！

送信したデータや受付結果をファイルで保存できるため、データ管理が可能となり、ペーパーレス化につながります。



相続税の申告書（控）などの保管スペースの必要なし♪

## 参考情報

### 「相続税申告書の代理送信等に関する Q & A」を国税庁ホームページに掲載しています！

税理士の方からのよくある質問を掲載しています。

【掲載場所】ホーム ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係



Q&Aはこちら！

### e-Tax に関する最新の情報を e-Tax ホームページに掲載しています！

e-Tax ホームページでは、利用者識別番号の取得方法やイメージデータに関する情報のほか、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法等に関する情報について、詳しくお知らせしています。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

イータックス

検索

### 事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901**（全国一律市内通話料金）

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171 をご利用ください（通常の通話料金となります。）。



# 複数の相続人等がいる場合の相続税の申告書の作成方法 ～押印をせずに相続税の申告書を提出する場合～

令和3年度税制改正により税務関係書類における押印義務の見直しが行われ、相続人又は受遺者（以下「相続人等」といいます。）による相続税申告書への押印は要しないこととされました。

このため、**2人以上の相続人等がいる場合**には、申告書の提出意思の有無を明らかにするため、**申告書第1表及び第1表（続）**（以下「第1表等」といいます。）**には共同して提出する方のみを記載して提出**してください。なお、共同して申告書を提出しない相続人等の方は、別途申告書を作成・提出していただく必要があります（下記参照）。

※ 法令上、相続税の申告書は、2人以上の相続人等が共同して提出する場合に一の申告書に連署して提出することとされています。

## 【具体例】

被相続人（国税太郎）の相続税の申告書について、相続人のうち配偶者（国税花子）及び長女（税務幸子）は共同して申告書を提出するが、長男（国税一郎）は配偶者らとは別に申告書を提出するケース

共同申告する相続人等の申告書

共同して申告書を提出する相続人等分のみで申告書を作成してください。

相続税の申告書(続) F03502

※このケースでは配偶者及び長女の申告書

マイナンバーを記載してください。

単独で申告する相続人等の申告書

共同して申告書を提出しない相続人等も含めた全ての相続人等に係る合計額を記載してください。

単独で申告書を提出する場合は、申告書第1表(各人の合計欄が設けられている様式)を使用してください。

※このケースでは長男の申告書

令和3年7月

## 共同申告しない相続人等も申告書に記載する場合

申告書第1表等に共同して申告書を提出しない相続人等も含めた全ての相続人等の氏名や金額を記載する場合には、第1表等のうち**共同して申告書を提出しない方の欄の右上部の「参考として記載している場合」欄にある「参考」を○で囲んで**、その方が共同申告しない相続人等であることを明示してください（下記参照）。

（注）**「参考」を○で囲んだ相続人等の分は申告書とは取り扱いません。**

### 共同申告する相続人等の申告書

※このケースでは配偶者及び長女の申告書

共同して申告書を提出しない相続人等である場合は**参考**を○で囲んでください。

参考として記載している場合  
○参考

相続税の申告書 (FD3561)

相続人: 国税 太郎 (妻) 国税 花子 (長女)

498,392,151	25,664,635
246,260,35	33,596,00
274,159,40	33,596,00
498,602,46	25,328,675
3,000,000	1,000,000
498,602,46	25,328,675

相続税の申告書(続) (FD3562)

相続人: 国税 一郎 (長男) 国税 幸子 (長女)

129,067,118	11,267,868.3
246,260,35	20,000,000
24,056,340	11,267,868.3
129,636,813	11,267,868.3
20,000,000	11,267,868.3
20,000,000	11,267,868.3

共同して申告書を提出しない相続人等の分については、マイナンバーを記載しません。

### 【参考】

上記の方法のほか、共同して申告書を提出しない方の氏名及び金額欄を斜線で抹消する等の方法でも差し支えありません。

### 【参考】単独で申告する相続人等の申告書

※このケースでは長男の申告書

相続税の申告書 (FD3561)

相続人: 国税 太郎 (妻) 国税 一郎 (長男)

498,392,151	129,067,118
246,260,35	24,056,340

上記の「参考として記載している場合」欄に○をしている相続人等の分は申告書として取り扱われないため、別途申告書を作成・提出していただく必要があります。

共同して申告書を提出しない相続人等も含めた全ての相続人等に係る合計額を記載してください。

### 【参考】相続税の申告をe-Taxにより提出する場合



e-Taxによる相続税の申告について、複数の相続人等の申告を税理士等がまとめて代理送信する場合には、申告書第1表又は第1表(続)に利用者識別番号の入力がある相続人等のデータを有効なものとして受け付けることとなりますので、上記のように共同して申告書を提出するか否かの明示を別途行う必要はありません。

事業者の方へ



消費税の  
インボイス  
制度

令和3年10月1日

登録申請

受付開始!

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

登録申請手続は、e-Tax

をご利用ください!!



「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用  
いただくと質問に回答していくことで申請が可能



e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が  
可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」  
を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。  
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・  
インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知り  
になりたい方は、国税庁ホームページ  
(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス  
制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



国税庁 法人番号 7000012050002

2021.7

## 「インボイス制度」 ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存（※）等が必要となります。

（※） 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

## 「インボイス」 ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

### インボイスの記載事項

請求書		△△商事(株)
⑥ 御中	① 登録番号 T012345...	××年11月30日
11月分 131,200円		
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	③ 2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
		⑤
		④ * 軽減税率対象

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

## 登録申請書の 郵送による 提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

名称	所在地	管轄地域
名古屋国税局 インボイス登録センター	〒461-0001 名古屋市東区泉1丁目17番8号	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも  
誰でも参加可能な

## オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。  
また、チャット機能を利用した質疑応答も行ってまいります。

開催日時	定員	費用
説明会サイトに掲載（随時掲載） ※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。 → <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm</a>	各回 100名 （先着順）	無料 （通信費用は実費となります。）

説明会サイトへ



# 昭和税務署からのお知らせ インボイス制度説明会のご案内

## 令和3年10月1日登録受付開始！！

令和5年10月1日から、現在の区分記載請求書等保存方式から、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が実施され、インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されます。

事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

### ● 説明会の主な内容

- ・インボイス制度の概要
- ・売手側、買手側のインボイス発行（受領）の注意点
- ・登録申請の方法等

**参加無料  
要事前予約**

### ● 説明会の日程

(注) 新型コロナウイルス感染症等拡大状況によっては中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

日 時	開 催 場 所	定 員	お 問 合 せ 先
9月28日(火) 10時00分～11時30分	昭和税務署 名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1番地の4 第一会議室	25名	昭和税務署 法人課税第一部門 ☎052-881-8171(代表) (内線314)
10月21日(木) 10時00分～11時30分	昭和税務署 名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1番地の4 第一会議室	25名	昭和税務署 個人課税第一部門 ☎052-881-8171(代表) (内線414)
11月18日(木) 10時00分～11時30分	昭和税務署 名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1番地の4 第一会議室	25名	昭和税務署 管理運営第一部門 ☎052-881-8171(代表) (内線111)
12月17日(金) 10時00分～11時30分	昭和税務署 名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1番地の4 第一会議室	25名	昭和税務署 法人課税第一部門 ☎052-881-8171(代表) (内線314)

- 会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前にお問合せ先まで申込みをお願いします。
- 定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 駐車場の施設が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、  
国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「消費税の軽減税率制度・  
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。

下のコードからサイトへ

